

全 住 協 第 3 2 9 号
平成 2 6 年 1 月 1 6 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
専務理事 田 村 仁 人

消費税率引上げに伴う保険料及び現場検査手数料の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、消費税率引上げに伴い、住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーマン及びハウスプラス住宅保証(株)が提供する住宅瑕疵担保責任保険の保険料及び現場検査手数料が改定となります。特保住宅ご担当者に周知いただきますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 消費税率の適用分類

「保険契約申込日」と「最終検査適合日」によって分類されます。

(1)保険契約申込日が平成26年1月31日以前

→消費税5%の現行料金

(2)保険契約申込日が平成26年2月1日以降、最終検査適合日が平成26年**3月31日以前**

→消費税5%の現行料金

(3)保険契約申込日が平成26年2月1日以降、最終検査適合日が平成26年**4月1日以降**

→消費税**8%**の**新料金**

(4)保険契約申込日が平成26年4月1日以降

→消費税**8%**の**新料金**

※1月31日以前は保険申込みの混雑が予想されます。また、保険契約申込日は保険法人により解釈が異なりますので、お早めの申込みをお願いいたします。

※最終検査適合日によって保険料等が変更になった場合、差額の追徴又は返戻となりますが、対応については保険法人により異なりますので、ご利用の保険法人へお問い合わせください。

※新保険料については、金額が確定次第、改めてご案内いたします。

2. 問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 担当：杉原・水野・田頭・菊原

TEL 03-3511-0611

以 上